

江東区健康センターの指定管理者の選定手続きについて

江東区健康センターについては、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例」及び「江東区健康センター条例」に基づき、平成28年
4月から指定管理者制度による管理運営を行っていたところであるが、令和2
年度末をもって指定期間の満了を迎える。

本年度、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設名

江東区健康センター

2 現在の指定管理者

公益財団法人 江東区健康スポーツ公社

指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日

3 選定方法

非公募による

(非公募の理由)

- ・施設管理における経費の縮減及び良質な管理
- ・健康増進における事業実施及び健康意識の向上
- ・利用者アンケートによる高い満足度

4 今後の日程（予定）

令和2年8月 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で事業
者を選定

令和2年10月 第三回区議会定例会で指定議決

令和3年3月 協定書の締結